

法社会学 79 号企画への投稿者エントリーの締め切り延長について

法社会学会編集委員会

標記について、エントリー締め切りを 9 月 30 日に延長します。どうぞ奮ってエントリーしていただきますよう、ご案内申し上げます。なお、以下に、編集委員会企画趣旨を再録します。

=====

「裁判員制度の法社会学—施行後 3 年を経過した裁判員法の再検討—」

『法社会学 79 号』（2013 年 9 月刊行予定）は「裁判員制度の法社会学—施行後 3 年を経過した裁判員法の再検討—」と題し、裁判員制度の現状と課題に関する論考を募集する。

裁判員制度の創設は、法科大学院制度・法テラスの創設と並んで、司法制度改革の柱の 1 つであるといわれる。裁判員法（「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」）の施行は 2009 年 5 月であり、本格的な実証研究を行うには時期尚早であると思われるかもしれない。

しかし、制度施行から現在までの裁判員経験者は累計 2 万人を超えると伝えられる。制度導入前から存在した違憲論も、最高裁が合憲判決を下したことにより一応の決着をみた（最大判平成 23 年 11 月 16 日裁時 1544 号 373 頁）。何よりも、2012 年は法自身が予定する「施行後 3 年」の見直し・検討の時期にあたる（附則第 9 条）。マスコミもこれまで裁判員裁判の様子をたびたび大きく報道しており、制度の機能と問題点も次第に明らかになっている。こうした点からは、法社会学的な実証研究の素地が整いつつあるといえよう。制度導入時にあたる 2009 年 5 月、本学会学術大会の全体シンポ・企画関連シンポにおいても、裁判員制度に関する多様なアプローチが示された（『法社会学 72 号・刑事司法の大転換』有斐閣・2010 年）が、本号はこの 3 年間の運用実態を踏まえた論考を募集する。

裁判員裁判の具体的な報道をみると、(1)全面無罪判決の登場が注目される（平成 23 年 10 月までに 11 件）。「成田チョコレート缶覚醒剤持ち込み事件」（千葉地判平成 22 年 6 月 22 日、東京高判平成 23 年 3 月 30 日、最一小判平成 24 年 2 月 13 日）、「中国国際郵便覚醒剤密輸事件[東京地判平成 23 年 1 月 24 日]」などがそれにあたる。前者においては、最高裁が裁判員制度の導入を踏まえつつ、「控訴審が第 1 審判決に事実誤認があるというためには、第 1 審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である」と判示した点も注目される。

(2)死刑判決（「横浜港バラバラ殺人事件」[横浜地判平成 22 年 11 月 16 日]など）も議論を呼んでいる。死刑判決への関与は、裁判員に過度な精神的負担を課すものだろうか。制度を担う国民の責任の一環とみなすべきか。死刑率は高いといえるか。日弁連は死刑判決

を裁判員・裁判官全員一致の場合に限定する法改正案をまとめたと伝えられるが、そうした限定は必要だろうか。

(3)裁判員のプライバシー保護も問題となる。最近では、読売新聞記者が裁判員に選任された女性に取材し、そのコメントを読売新聞地方版に掲載したため、裁判員法 102 条の接触規制に抵触する疑いが生じた（毎日新聞・2012 年 1 月 19 日・東京朝刊）。これは裁判員制度に対するマス・メディアの態度の問題でもある。

(4)裁判員の精神的・肉体的苦痛はどうか。さいたま地裁における「首都圏連続不審死事件」では、裁判員と補充裁判員との在任期間は 100 日に及ぶと指摘されている（福井新聞・2012 年 1 月 19 日）。裁判員の守秘義務（法 108 条）も、裁判員の精神的苦痛を緩和するために見直されるべきか。

(5)被害者の精神的苦痛を避けるために、裁判員裁判の対象から性犯罪を除外すべきか（「十和田市 2 女性強盗強姦事件」[青森地判平成 21 年 9 月 4 日]など）。裁判員裁判は事実の解明や性犯罪の抑止につながっているのか。

こうした個々の裁判に即した論点のみならず、裁判員制度に対応した多様なアクターの動向も、法社会学の研究対象となりうる。たとえば、法施行 3 年後の見直しを前にして、制度改善を提言する裁判員経験者が現れた（毎日新聞・2012 年 1 月 25 日・地方版ほか）。提言には「検察は原則として証拠をすべて開示する」「民事、行政訴訟にも裁判員制度を拡大する」といった 13 の提言が含まれるという。こうした裁判員経験者の声をどう受け止めるべきか。また、前述の通り、日弁連も法改正案を提示しており、法務省内部にも検討会が設置されている。法曹三者の研究会もある。市民団体等のネットワークも活発に活動している。

以上は、裁判員制度に関連する報道の一部を瞥見し、論点を羅列したものにすぎない。このほかにも、公判前整理手続の方法、要通訳事件や少年事件への対応、障害者裁判員への配慮、いわゆる「調書裁判」の変化、鑑定のあるかた、弁論技術、被害者参加の影響、捜査手続への影響、一般市民への教育効果等、裁判員制度には検討すべき点が数多く存在する。他方、これらの論点に対するアプローチの手法も、個々の刑事事件ないしアクターに密着した定性的研究、統計データを活用した定量的分析、意識や態度に関する心理学実験、陪審員制度等との比較法制度的検討など、さまざまなものが考えられる。

繰り返しになるが、それらは施行後 3 年を迎えるわが国の裁判員裁判の実態を踏まえた研究でなければならないだろう。もちろん、裁判員の守秘義務等のため、制度の運用実態にはなお不透明な部分も多い。しかし、本号は法社会学固有の理論的視座・方法論・分析手法等を踏まえつつ、日本の裁判員制度のアクチュアルな姿に迫る論考を待望している。

*

*

執筆要領は法社会学会ウェブサイト (<http://www.jasl.info/>) に掲載されている自由投稿の投稿規程およびスタイルガイドと同一ですが、論文の分量につきましては、和文の場合は 24,000 字以内、欧文の場合は 9000 語以内とさせていただきます。

また、機関誌への掲載の可否につきましては、査読規程に基づく査読手続きによって、掲載の可否を決定させていただきます。

投稿の締切りは2013年2月末日（当日タイムスタンプ有効）ですが、企画の全体構成を検討する必要上、事前登録制を採用させていただきます。

投稿を希望される方は、2012年9月30日までに、電子メールにて下記榎澤宛に、執筆者名と論文タイトルとをご連絡いただきますようお願いいたします。

榎澤 秀木

kashi@cc.saga-u.ac.jp